



第三話 防災予算の変遷 (つづき)

3. 2 防災基本計画添付資料にみる防災予算の変遷

防災白書のほかに防災基本計画の添付資料にも防災予算の変遷情報が記載されている。周知のように、防災基本計画は災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本計画である。令和 7 年度では令和 6 年能登半島地震等災害対応の教訓、災害対策基本法等の改正（国による災害対応の強化、被災者支援の充実、復旧・復興の迅速化等）等を踏まえた修正が行われている。防災基本計画の本編では、分野別に防災の基本計画が述べられている。斜面インフラ関連としては、第 3 編地震災害対策編、第 5 編風水害対策編、第 10 編鉄道災害対策編、第 11 編道路災害対策編などが該当するであろう。

防災基本計画を読むと防災に関する広範囲の項目についての記述があり、記載の通り実施されれば、日本の防災・減災は確実に進展するであろうという印象を持つ。書きぶりの例を示せば以下の通りである。

○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、地震による崩壊等のおそれのある山地災害危険地区等において、山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進するものとする。 (本編 p.116)

(1) 水害・土砂災害対策

○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

○国〔国土交通省〕は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 (本編、p.129)

・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。 (本編、p.162)

・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。 (本編、p.166)

総ページ 345p に及び上記のような記述が続く。極めて多数の項目を実行するには長期的視野に立った予算と人材育成が必要で、記述通りにことはそう簡単には進まないと思われる。防災基



本計画の本編には、各項目に想定される費用と期間、項目の優先順位の設定、人材の適切な配置等の記述は含まれていないのである。ただし防災基本計画に一項目として記述されることが、財政当局への予算要求の根拠となる一面も否定できないことを考えると、斜面インフラマネジメント協会としては、防災基本計画の本編にどのような記述が含まれることが望ましいのであろうか？

防災基本計画の添付資料には、気象データや火山の分布など様々な資料が含まれている。斜面インフラにかかわる資料として、土砂災害の発生状況の推移（図－3）や、道路災害の被害報告額（図－4）などがある。図－3の土砂災害の発生状況の推移をみると、土砂災害の多くが「がけ崩れ」の類型で、会長コーナーNo.1で述べた直轄国道の全面通行止めの原因、直轄国道災害形態分析の結果と同じく、全国の土砂災害事例でも法面崩壊、自然斜面崩壊が主要因であることを推測させる。図－4の道路災害のデータを見ると直轄事業は極めて小さな比率で、大半が補助事業で占められていることが明らかである。第四話で触れる地方公共団体におけるインフラ管理能力の低下を考え合わせると、斜面インフラに係る専門技術者の貢献の重要性が浮かび上がってくる。

① 土砂災害の発生状況

土砂災害の発生状況は以下のとおりであり、がけ崩れの発生割合が高い。

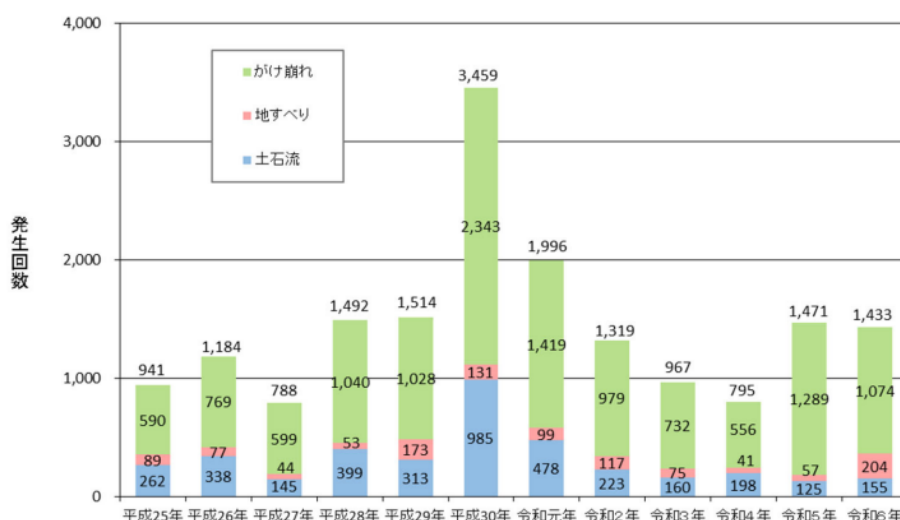


図 土砂災害発生状況の推移

（出典）国土交通省「近年の都道府県別土砂災害発生状況」をもとに内閣府作成

図－3 都道府県別土砂災害発生状況の推移

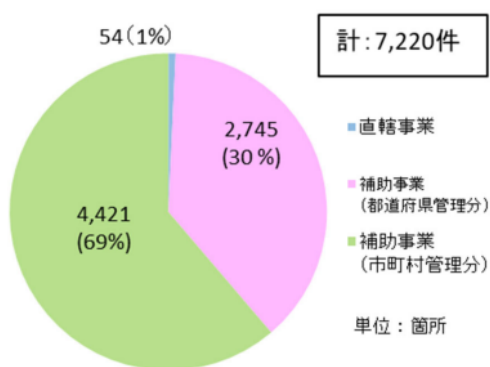
出典： <https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf>



(10) 道路災害

令和 6 年の国土交通省所管の道路の災害被害箇所数は 7,220 件、被害報告額は 8,502 億円である。

【令和 6 年における被害箇所数】



【令和 6 年における被害報告額】

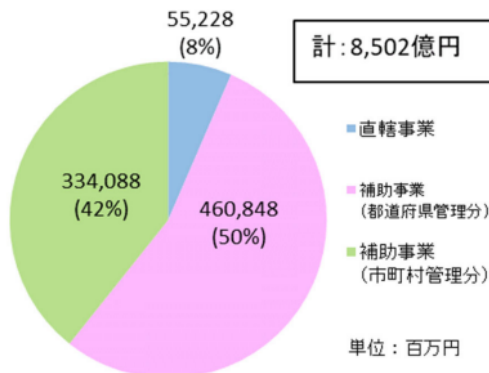


図 直轄・補助事業別の道路の災害被害箇所数、被害報告額の構成比 (令和 6 年)

(出典) 国土交通省「令和 6 年発生災害国土交通省所管公共土木施設被害報告概要」(令和 7 年 1 月)

図一4 直轄・補助事業別の道路災害箇所数と被害報告額

出典: <https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf>

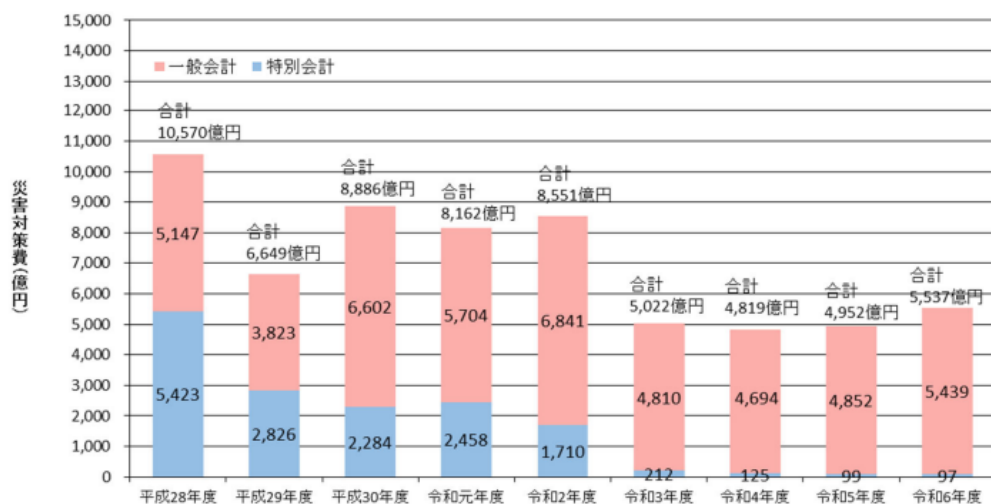
加えて国の予算、都道府県の予算・事業費の変遷の情報が「その他」の項目で与えられている。図一5 は年度別の災害対策予算額を一般会計と特別会計に分けた変遷であり、表一4 は、災害対策予算の対一般会計総額、対特別会計総額の比の変遷が与えられている。





② 年度別災害対策予算

国の年度別災害対策予算は以下のとおり。



図一5 年度別災害対策予算の変遷

出典：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf>

表 災害対策費が占める割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全一般会計に占める割合	0.55%	0.39%	0.34%	0.34%	0.38%	0.48%
全特別会計に占める割合	0.06%	0.04%	0.005%	0.003%	0.002%	0.002%
全予算に占める割合	0.17%	0.14%	0.08%	0.08%	0.09%	0.10%

注：災害対策費は、財務省予算及び決算の分類（目的別分類）「第23表 平成9年度以降一般会計歳出予算目的別分類総括表」「第25表 平成20年度以降特別会計歳出予算目的別分類総括表」で災害対策費とされているもの

（出典）財務省「予算及び決算の分類（目的別分類）」をもとに内閣府作成

表一4 災害対策費の全一般会計、全特別会計に占める割合の変遷

出典：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf>

図一6 は、都道府県の災害復旧費の変遷である。6 千億円程度で推移し、令和 2 年度から減少している。





(2) 都道府県の予算・事業費

① 都道府県災害復旧費

都道府県の災害復旧費は以下のとおり。

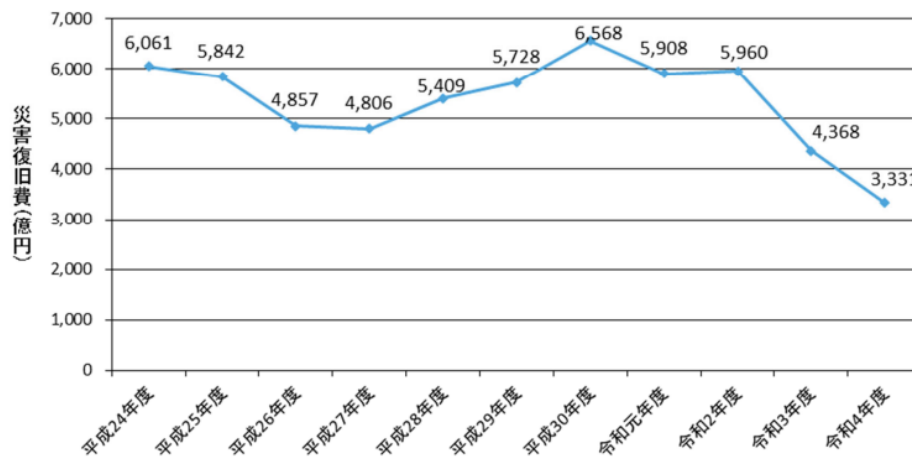


図 都道府県の災害復旧費（歳出決算）

（出典）地方財政統計年報（平成 24 年度～令和 4 年度）（令和 4 年度団体別・目的別歳出決算から作成）

図一6 都道府県の災害復旧費の変遷

出典：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf>

図一7 は、公立小中学校施設の耐震率である。平成 25 年から残棟数は激減し耐震化率はほぼ 100%に近付いている。これは防災計画および強靱化予算の大きな成果の一面であるが、財政当局からみると防災予算を将来とも増加させるとする防災推進派の意見を押しとどめる事例として使われかねないデータかもしれない。



② 公立小中学校施設の耐震化率

公立小中学校施設の耐震化率は 99.9%、残棟数は 135 棟となっている（令和 6 年現在）。

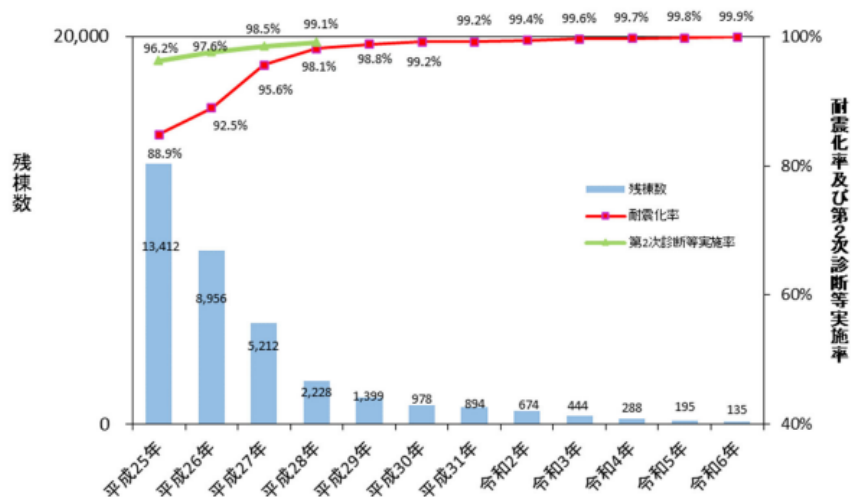


図 公立小中学校施設における耐震化率、第2次診断等実施率、耐震性がない建物の残棟数の推移

注：平成 25 年 4 月 1 日現在～令和 6 年 4 月 1 日現在については、福島県の一部を除く。また、令和 6 年 4 月 1 日現在については、石川県の一部を除く。

（出典）文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」（令和 6 年 4 月）をもとに内閣府作成

図一7 公立小中学校施設の耐震率

出典：https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/siryo1.pdf

第三話のまとめ

- 1) 防災予算の変遷を知るデータは、防災白書、防災基本計画添付資料に見出すことができる。
- 2) 都道府県別土砂災害データから、「がけ崩れ」類型が最も多く法面保護施設の重要性が確認される。
- 3) 道路災害の発生個所、被害額は、地方公共団体が大多数で、斜面インフラの維持管理に関する技術的な行政支援が重要であることが示唆された。



バックナンバー

シリーズ 3

<u>No.27</u>	<u>2 0 2 6 年 7 月 3 日</u>
<u>No.26</u>	<u>2 0 2 6 年 6 月 26 日</u>
<u>No.25</u>	<u>2 0 2 6 年 6 月 12 日</u>
<u>No.24</u>	<u>2 0 2 6 年 5 月 29 日</u>
<u>No.23</u>	<u>2 0 2 6 年 5 月 15 日</u>

シリーズ 2

<u>No.22</u>	<u>2 0 2 6 年 5 月 1 日</u>
<u>No.21</u>	<u>2 0 2 6 年 4 月 1 7 日</u>
<u>No.20</u>	<u>2 0 2 6 年 4 月 3 日</u>
<u>No.19</u>	<u>2 0 2 6 年 3 月 19 日</u>
<u>No.18</u>	<u>2 0 2 6 年 3 月 6 日</u>
<u>No.17</u>	<u>2 0 2 6 年 2 月 20 日</u>
<u>No.16</u>	<u>2 0 2 6 年 2 月 6 日</u>
<u>No.15</u>	<u>2 0 2 6 年 1 月 2 1 日</u>
<u>No.14</u>	<u>2 0 2 6 年 1 月 9 日</u>
<u>No.13</u>	<u>2 0 2 5 年 1 2 月 19 日</u>
<u>No.12</u>	<u>2 0 2 5 年 1 2 月 5 日</u>
<u>No.11</u>	<u>2 0 2 5 年 1 1 月 2 1 日</u>

シリーズ 1

<u>No.10</u>	<u>2 0 2 5 年 1 1 月 7 日</u>
<u>No.9</u>	<u>2 0 2 5 年 1 0 月 2 4 日</u>
<u>No.8</u>	<u>2 0 2 5 年 1 0 月 1 0 日</u>
<u>No.7</u>	<u>2 0 2 5 年 9 月 2 6 日</u>
<u>No.6</u>	<u>2 0 2 5 年 9 月 1 2 日</u>
<u>No.5</u>	<u>2 0 2 5 年 8 月 2 2 日</u>
<u>No.4</u>	<u>2 0 2 5 年 8 月 8 日</u>
<u>No.3</u>	<u>2 0 2 5 年 7 月 2 5 日</u>
<u>No.2</u>	<u>2 0 2 5 年 7 月 4 日</u>
<u>No.1</u>	<u>2 0 2 5 年 6 月 2 0 日</u>

